### 板倉町の給与・定員管理等について

### 1 総括

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実 質 収 支	人 件 費	人 件 費 率	(参考)
	(令和6年1月1日)	A		В	B/A	令和4年度の人件費率
令和	人	千円	千円	千円	%	%
5年度	13,747	6,077,790	418,442	1,255,386	20.7	19.7

### (2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

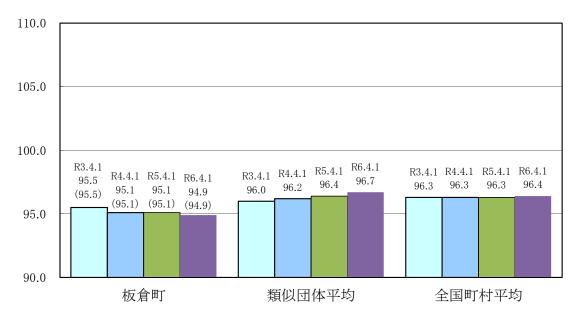
区 分	職員数	給		与 費	ŧ
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B
令和	人	千円	千円	千円	千円
5年度	121	407,307	72,177	166,455	645,939

(参考)一人当たり	(参考)類似団体平均		
給与費 B/A	一人当たり給与費		
千円	千円		
5,338	5,508		

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

  - 1 職員チョには返職チョを含まない。 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。 また、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含まない。 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)の給与費が含ま れているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成) を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算
  - 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
    - (補正前のラスパイレス指数× (1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
  - 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
  - % 令和 6 年 4 月 1 日のラスパイレス指数が、① 3 年前に比べ 1 ポイント以上上昇している場合、② 3 年連続で上昇している場合、③ 100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

# (4)給与改定の状況 ①月例給

### ※板倉町は人事委員会未設置のため未記載

		人事委員会の勧告							
区 分	民間給与	公務員給与	較差	勧告	給与改定率				
	A	В	А-В	(改定率)					
令和	円	円	円	%	%				
5年度			( %)						

(参考) 国の改定率 % 2.76

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較 した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

		人事委員会の勧告							
区 分	民間の支給		の支給 公務員の		較差		勧告	年間支給月数	
	割合	Α	支給月数	В	А-В		(改定月数)		
令和		月		月		月	月	月	
5年度									



(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は 期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

# (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組む とされている.

### ①給料表の見直し

[ 実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.6%引下げ。 激変緩和のため、2年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

### ②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準で支給対象地域外のため、地域手当の支給なし。(ただし、勤務地が支給対象地域の場合のみ支給)

### ③その他の見直し内容

(平成28年4月1日実施) 管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

### (6) 特記事項

特になし

# 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

# (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額	
				(国比較ベース)	
板倉町	42.3 歳	307,300 円	365,031 円	337,940 円	
群馬県	42.8 歳	327,700 円	399,771 円	358,767 円	
玉	42.1 歳	323,823 円	_	405,378 円	
類似団体	41.3 歳	306,155 円	355,084 円	328,809 円	

### ②技能労務職

			公 務	員			民	間	参考
区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額	対応する民間	平均年齢	平均給与月額	4 /D
				(A)	(国比較ベース)	の類似職種		(B)	A/B
板倉町	*歳	1人	* 円	* 円	* 円	_	_	_	_
うち自動車 運転手	*歳	1人	* 円	* 円	* 円	乗用自動車 運転者(県)	64.6歳	212,500 円	_
群馬県	56.1 歳	57 人	345,200 円	374,001 円	362,712 円	_	_	_	_
玉	51.2 歳	1829 人	288,144 円	_	330,553 円	_	_	-	_
類似団体	52.1 歳	4 人	291,863 円	311,904 円	300,816 円	_	_	_	_

		参考					
F /	年収~	年収ベース(試算値)の比較					
区分	公務員	民間	C/D				
	(C)	(D)	C/D				
板倉町	_	_	_				
うち自動車 運転手(県)	* 円	2,817,100 円	-				

<sup>※</sup>民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和 $2\sim4$ 年の3ヶ年平均)

### (2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区	分	板倉町	群馬県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	200,900 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	169,900 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	166,600 円	165,500 円	_
	中学卒	_	1	ı

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

( <u>U) 1965 Y</u>		<u> </u>	<u> </u>	H DUIT/	
区	分 経験年数10年		経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	263,900 円	321,933 円	332,800 円	378,817 円
	高 校 卒	_	_	_	_
技能労務職	高 校 卒	円	円	円	円
	中学卒	円	円	円	円

<sup>※</sup>技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

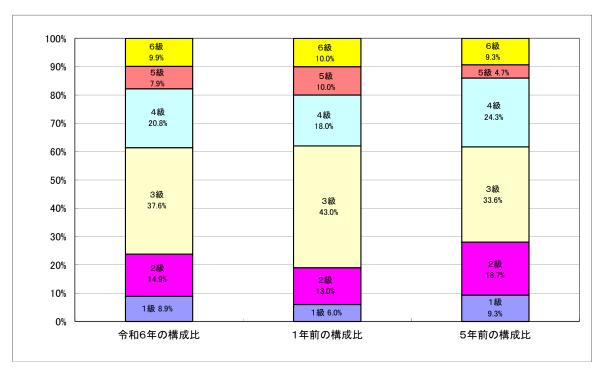
<sup>※</sup>年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

# 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

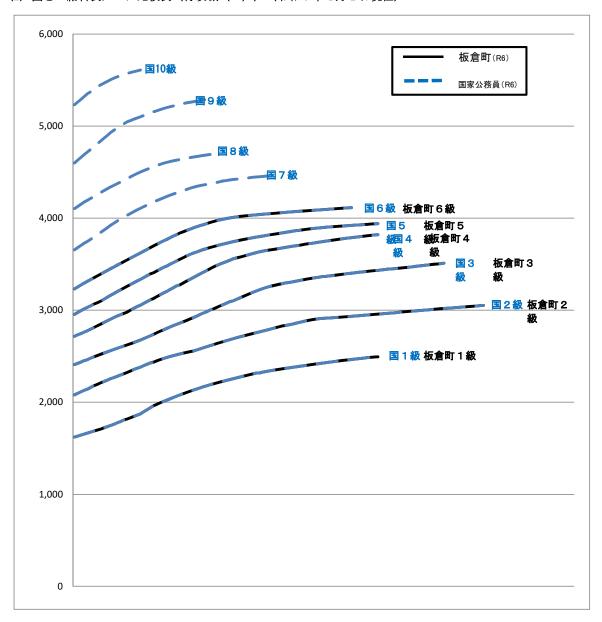
区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6	級	主幹の職務	人	%	円	円
6	孙父		10	9.9	323,100	437,000
5	級	副主幹の職務	人	%	円	円
3	ИX	田丁二十十つノ4取7万	8	7.9	295,400	424,000
4	級	主査の職務	人	%	円	円
4	水火	工且必扱	21	20.8	271,600	410,500
3		特に高度な知識又は経験を必要とする 業務を行う職務	人	%	円	円
3	NX		38	37.6	240,900	351,000
2	級	高度な知識又は経験を必要とする業務	人	%	円	円
2	2 购	を行う職務	15	14.9	208,000	305,200
1	級	定型的な業務を行う職務	人	%	円	円
1	1 赦	左至明は未物で11ノ職務	9	8.9	162,100	249,400

- (注) 1 板倉町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
  - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

# (2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (令和6年4月1日現在)



( <u>3)</u>	3) 昇給への人事評価の活用状況(板倉町)										
令	和6年4月2日から令和7年4月1日ま でにおける運用	管理	職員	一般職員							
イ	人事評価を活用している	(	)		)						
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分						
	上位、標準、下位の区分	0	0	0	0						
	上位、標準の区分										
	標準、下位の区分										
	標準の区分のみ (一律)										
口	人事評価を活用していない										
	活用予定時期										

# 4 職員の手当の状況

# (1) 期末手当・勤勉手当

	*					
板倉町	Г	群馬	<b></b>	国		
1人当たり平均支給額(令利	印5年度)	1人当たり平均支給額(	(令和5年度)			
	1,463 千円		1,632 千円	_		
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当 勤勉手当		
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分 2.05 月分		
( 1.375 )月分	( 0.975 )月分	( 1.375 )月分	( 0.975 )月分	( 1.375 )月分 ( 0.975 )月分		
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等に	よる加算措置	職制上の段階、職務の級	等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5	~15%	• 役職加算	$5\sim2~0~\%$	・役職加算 5~20%		
		· 管理監督者加算	$1.0 \sim 2.5\%$	・管理職加算 10~25%		

<sup>(</sup>注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)(板倉町)

¥		//人门 (大小八)				
	令和6年度中における運用	管理	里職	一般職員		
1	人事評価を活用している					
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	
	上位、標準、下位の成績率					
	上位、標準の成績率					
	標準、下位の成績率					
L	標準の成績率のみ (一律)					
П	人事評価を活用していない	(	)	0		
L	活用予定時期	未	定	未定		

# (2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

	板倉町			玉	
(支給率)	自己都合	応募認定•定年	(支給率)	自己都合	応募認定•定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特	例措置	その他の加算措置	定年前早期退職	特例措置
	(割増率2~20%)			(割増率2~45%	5)
(退職時特別昇給	なし	)			
1人当たり平均支給額	自己都合:5,015千円	定年:21,895千円			

<sup>(</sup>注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

# (3) 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績	責(令和5年度決	快算)			千円		
支給職員1人当たり	区均支給年額(	令和5	5年度決算)	0 円			
支給対象地域	支給率		支給対象職員	員数	国の制度(	支給率)	
_	_	%	_	人	_	%	

# (4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決	快算)	337 千円			
支給職員1人当たり平均	均支給年額(令和5年度決	67,330 円			
職員全体に占める手当	支給職員の割合(令和5年	年度決算)		3.7 %	
手当の種類(手当数)					
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給 単価	
防疫等作業手当	感染症等防疫作業に 従事する職員	感染症等防疫作業	0 千円	従事した日1日につき 300円 新型コロナウイルス感染 症に対する作業等は1日 につき3,000円	
行旅病人及び行旅死 亡人業務手当	行旅病人の救護業務 又は行旅死亡人の取 扱業務に従事する職員	行旅病人の救護業務 又は行旅死亡人の取 扱業務	0 千円	従事した日1日につき 1,000円	
災害応急作業等手当	災害応急作業等手当 に従事する職員	邑楽東部第1排水機 場における排水作 業、排水作業中にお ける巡回調査	337 千円	作業日及び時間に応じて、従事した時間1時間につき3,391円~4,340円の範囲	

# (5) 時間外勤務手当

(6) (6)	
支給実績(令和4年度決算)	19,714 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	250 千円
支給実績(令和3年度決算)	17,251 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	218 千円

<sup>(</sup>注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

# (6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・子 10,000円 (16歳年度初めから22歳年度末までの 子1人につき5,000円加算) ・子以外 6,500円	同じ		13,046 千円	255, 804 円
住居手当	住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に、家賃の月額に応じた額を支給 (上限28,000円)	同じ		5,920 千円	269, 111 円
通勤手当	通勤のため交通機関等の利用又は自動車等の使用を常例とする職員で、徒歩の場合の通勤距離が片道 2 km以上である職員に支給 ・交通機関等の利用者 運賃等相当額(上限55,000円) ・自動車等の使用者 使用距離に応じた額(2,000円~31,600円)	同じ		6,513 千円	67, 144 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 ・課長級 62,300円 ・課長補佐級 49,600円 ・係長級 45,000円	異なる	職責により 独自の額を 設定	26,639 千円	591,973 円
管理職員 特別勤務手当	臨時又は緊急の必要により、週休日等又は平日深 夜に勤務した管理職員に支給 ・課長級 7,000円 (3,500円) ・課長補佐級 6,000円 (3,000円) ・係長級 5,000円 (2,500円) (( )内は、平日深夜に勤務した場合)	異なる	職責により独自の額を設定	0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務に従事した職員に支給 ・5時間未満の勤務 1回につき2,200円 ・5時間以上の勤務 1回につき4,400円	同じ		1,357 千円	25, 137 円

# 5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

	区	分		給料		月 額 等
						(参考)類似団体における最高/最低額
給	町		長	556,500 ₽	}	846,000 円/ 556,500 円
			_		])	
料	副	町	長	514,400 P	-	676,000 円/ 479,000 円
	議		長		)	354,000 円/ 247,000 円
+n	랝		文	323,000 ₽	])	354,000 円/ 247,000 円
報	副	議	長	245,000 P		306,000 円/ 193,000 円
	pr 1	PEX	~		])	130,000   1
酬	議		員	222,000 P	- /	288,000 円/ 175,000 円
				( – P	])	
	町		長	(令和5年度支給割合)		
期	副	町	長		4.50	) 月分
末手	議		長	(令和5年度支給割合)		
当	副	議	長		4.50	) 月分
	議		員			
\ H				(算定方式)		(1期の手当額) (支給時期)
退職	町		長	556,500円×在職年数×520/	.00	11,575,200 円 任期毎
手当	副	町	長	514,400円×在職年数×300/	.00	6,172,800 円 任期毎
	備		考			

# 6 職員数の状況

# (1)部門別職員数の状況と主な増減理由

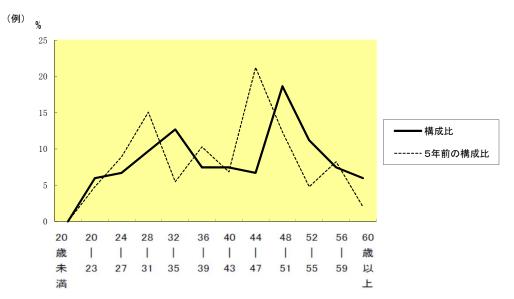
(各年4月1日現在)

	区分		職員	数	対前年	主な増減理由
部門	月		令和6年	令和5年	増減数	土な垣原垤田
		議会	2	2	0	
		総務	37	35	2	総務課付職員・後期高齢広域連合派遣職員の増
		税務	11	11	0	
		民生	21	23	△ 2	退職後不補充による減
	般	衛生	7	9	△ 2	産休・育休職員が総務課付になったことによる減
	行	労働	0	0	0	
普	政	農林水産	9	9	0	
通	部門	商工	4	4	0	
普通会計	1 1	土木	10	10	0	
部門						<参考>
門		計	101	103	△ 2	人口1万当たり職員数 71.81 人
						(類似団体の人口1万当たり職員数 89.43 人)
		教育部門	18	18	0	退職後不補充による減
		消防部門				
						<参考>
		小 計	119	121	△ 2	人口1万当たり職員数 84.61 人
						(類似団体の人口1万当たり職員数 107.60 人)
<b>小</b> △		下水道	3	3	0	
公会 営計		その他	11	12	△ 1	退職後不補充による減
企部						
業門等		小 計	14	15	△ 1	
₹						
						<参考>
	合	計	133	136	△ 3	人口1万当たり職員数 94.57 人
(3+)	1 1		[ 165 ]	[ 165 ]	[ 0 ]	

<sup>(</sup>注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

<sup>(</sup>注) 1 給料及び報酬の() 内は、減額措置を行う前の金額である。 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

### (2)年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区 分		₹	}	}	}	}	}	}	}	>	>		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
椒貝奴	0	8	9	13	17	10	10	9	25	15	10	8	134

# (3)職員数の推移

(単位:人・%)

							(単位:八•%)
年 度部門別	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	112	110	109	105	103	101	△11 (△9.8%)
教育	19	19	19	19	18	18	$\triangle 1  (\triangle 5.3\%)$
消防	0	0	0	0	0	0	_
普通会計計	131	129	128	124	121	119	$\triangle 12 \ (\triangle 9.2\%)$
公営企業等会計計	13	14	14	14	15	14	1 (7.7%)
総合計	144	143	142	138	136	133	$\triangle 11 \ (\triangle 7.6\%)$

# 7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業 水道事業については、平成28年4月1日より3市5町(太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、 邑楽町)にて統合され、「群馬東部水道企業団」へと移行しています。

<sup>(</sup>注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。 2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。